

〔書評〕

「アジア」最初の憲政国家か、イスラームの近代帝国か  
佐々木紳『オスマン憲政への道』（東京大学出版会、二〇一四年）

光田 剛

一九四六年に中華民国憲法が制定されるまで、中国は憲法を持たなかった。しかも、一九四八年には「動員戡乱時期臨時條款」でその重要部分が変更され、一九四九年には大陸では中華民国憲法は無効になる。中華人民共和国は、朝鮮戦争後、建国初期の「新民主主義」から社会主義へと大きく転換する時期にあたる一九五四年によく社会主義色の濃い中華人民共和国憲法を制定した。

中国には立憲制が必要だということは一九世紀末から論じられていたし、遅くとも、一九〇〇年の義和団戦争（庚子戦争）の後には、立憲が必要だという認識は清朝治下の知識人・政治家のあいだで広く共有されていた。一九〇〇年代の清朝新政のなかで、清朝自身も憲法制定に向けた取り組みを開始している。にもかかわらず、約半世紀、中国は憲法を持つことができなかった。それどころか、清朝にしても、中華民国の袁世凱政権にしても、一九二四年の直隸派政権にしても、また一九四六年の国民党政権にしても、憲法制定のプロセスを動かし始めると遠からずしてその国

家・政権は倒れる、という不幸なジンクスが中国の中央政権には定着していた。

そういう中国近代史の立場から見ると一八七六年にすでに「アジア」最初の憲法を制定したオスマン帝国は羨むべき先例に見える。

たしかに、この憲法は、皇帝の危険人物追放権と非常時における憲法停止権を認めただために一八七八年には停止され、オスマン帝国の体制は専制に戻る。しかし、一九〇八年の「青年トルコ人革命」が可能だったのはこの憲法が存続していたからである。その一九〇八年の時点で清朝はようやく憲法典としてはきわめて不十分な「欽定憲法大綱」を制定した段階であったし、その清朝は一九一二年には滅亡して、中国の憲法制定の歩みは振り出しに戻ってしまう（同年、その後十数年にわたって実質的に基本法の役割を担う「中華民国臨時約法」制定）。憲政の実績という面では、清も中華民国もオスマン帝国に及ばなかった。

ところが、本書『オスマン憲政への道』冒頭では、そのオスマン帝国の憲法が、オスマン帝国の市井の人びとも歓迎されず、ヨーロッパからも日本からも、まだ憲法を持たなかった大清帝国の若い知識人からもきわめて不評だったというエピソードが紹介されている。憲法そのものは、皇帝の非常大権を認めているという問題はあり、また、オスマン帝国史上初めて明文で「スルタン・カリフ制」を規定したという、立憲制とはやや位相の違う一面もあるが、ともかくも、当時の世界の憲法として、それほど「後れた」、または「不十分な」内容ではない。それではなぜ不評だったのだろうか。

本書冒頭に引用された文章では、ほぼ一致して、憲法の制定があまりに唐突で、オスマン帝国の歴史や国民意識とこの憲法とが十分に関連づけられていないことが批判されているようである。

ミドハト憲法自体には、対外関係の危機の下で、ロシア以外のヨーロッパ諸国の歎心を買う目的で比較的短期間で起草され制定されたという一面があり、その意味ではたしかに唐突である。だが、ほんとうにそれはオスマン帝国の歴史や社会との関連づけを意識しないまま制定されたものだったのか。著者は、このミドハト憲法制定にいたる十年程度の短い時期に問題関心を集中させる。ほぼ日本の明治維新から西南戦争までの時期に相当する時期である。この時期に立憲制を求める運動の中心を担った運動は「新オスマン運動」と呼ばれ、その運動を行った者たちは「新オスマン人」と呼ばれる。著者は、この新オスマン人運動に関心を限ることなく、その運動の外部も含めて、いわば「新オスマン人運動期」のオスマン帝国で立憲制がどのように論じられたかを、トルコに残る当時の新聞・雑誌の言論を中心に、史料を博搜して再現しようとする。それをもとに、この時期のオスマン帝国がどのような国家を目指していたのかを明らかにしようとする。

本書の著者は、東京大学人文社会科学系研究科を修了され、二〇一四年度より成蹊大学文学部助教を務めておられる。本書はその博士論文をもとにしているとのことである。

評者は、西アジア史もイスラーム史も専門としていないし、現代トルコ語が多少読めるだけで、アラビア語や、オスマン・トルコ語と呼ばれる一九世紀のオスマン帝国で使われたトルコ語についての知識を欠いている。したがって、著者の使っている史料にまで踏みこんで本書を評することはできないし、オスマン帝国史・イスラーム史の文脈に著者の論点を位置づけて評価することもできない。ここでは、一九世紀末から二〇世紀の中国の憲政史（または憲政失敗史）に関心を寄せる者としての本書の評価を綴ってみたい。

なお、本書の対象になっているのは主として一八六七年以後の「新オスマン人運動期」である。内容の紹介に先立

ち、それまでの流れを新井政美『トルコ近現代史』（みすず書房、二〇〇一年）、永田雄三（編）『新版世界各国史9 西アジア史2』（山川出版社、二〇〇二年）、山内昌之『世界の歴史20 近代イスラームの挑戦』（中央公論社、一九九六年）などに拠りながら略述しておく。

一八世紀後半、ヨーロッパ列強がオスマン帝国国内への影響力を強め、オスマン帝国の軍事技術がヨーロッパ列強に追従できなくなり、国内では名門官人やアーヤーンと呼ばれる地方名士が政治的影響力を誇り社会的勢力を増すなかで、オスマン王朝は改革へと乗り出す。最初に改革に取り組んだ皇帝は一七八九年即位のセリム三世であったが、セリムは守旧派によって倒され、実質的にその後を継いだ改革派皇帝マフムト二世は当初は守旧派に周囲を固められて改革をスローダウンさせざるを得なかった。しかし、一八二六年、守旧派の中心であったイェニチェリ（旧式軍隊の軍人で、当時は特権階級化していた）勢力を一掃し、再び改革への動きを始める。一八三九年、マフムト二世の息子の新帝アブデュルメジトが「ギュルハーネ勅令」を発し、組織的な改革が始められた。これが「タンズイマート」と呼ばれる改革運動である。一九五六年には「改革勅令」も発せられた。だが、タンズイマートの改革は必ずしも順調に進まず、一八六〇年代には停滞を感じさせるに至っていた。その一八六〇年代後半からが本書の対象である。なお、本書はところどころで従来の通説的理解を新たな研究成果をもとに修正しているが、それについては必要な箇所で触れるにとどめる。

第一章「新オスマン人運動の社会史的起源」では、一八六七年のクレタ島救援運動に着目し、ここに「新オスマン人運動の社会史的起源」を求め、一八六六年よりクレタ島ではキリスト教の正教徒による反乱が起こり、ギリシアや欧米諸国ではクレタ島のキリスト教徒に対する支援運動が繰り広げられていた。これに対して、オスマン帝国の新

聞は、この事件で真に苦しんでいるのはクレタ島のムスリムであるとして、ムスリム住民に対する支援活動と呼び掛け、自ら募金活動を繰り広げる。とくに政府批判の立場に立つ『報道者』紙は、クレタ島支援のための特別号を発行し、その売り上げを募金にあてるという独創的な活動を展開した。しかし、『報道者』は停刊の処分を受け、他の新聞の関係者やこの運動の支持者も首都イスタンブルから遠い地域に赴任させられるなどの処罰を受けることになった。この運動の主導者や参加者がパリに、ついでロンドンに脱出し、ここから新オスマン人運動が始まる。

このクレタ島救援運動は、この運動から新オスマン人運動の担い手が輩出したというだけにとどまらない意義を持っている。なぜクレタ島のムスリムを中心とする住民を救援するのか。「同じムスリム」だからなのか、それとも「同じオスマン人（キリスト教徒もユダヤ教徒も含む）」からなのか。この問題は、具体的に問題にされる局面を変えつつも、常にその後の新オスマン人運動のなかでも重要な論点となって行く。

従来、新オスマン人運動の起源については、皇帝アブデュルアズィズの改革への不熱心さや浪費癖・虚栄癖、アブデュルアズィズのもとでの改革の中心的な担い手となったアリー・パシャとファト・パシャの狭量さと専横、それらによる改革の停滞と改革派人材の政府からの流出を中心に据えて説明されることが多かった。本書でもこれらの構図は基本的に維持されている。ただ、その出発点を具体的に描くことで、新オスマン人運動の政治史・憲政史的意義をより明確に位置づけることができている。

第二章は「憲政史論議の法制史的契機」である。一八六八年、新オスマン人運動に結集する改革派官僚・言論人たちを追放した後のオスマン宮廷は「国家評議会」の設立に踏み切る。これは、議員の指名権も政府が握り、実際にもオスマン帝国の高官が議員を兼務する会議体で、議会にはほど遠いものだった。この国家評議会の創設時のアブデュ

ルアズィズ帝の勅諭では、政府は臣民の自由を実現するために存在すること、法にまつわる権力（立法権と司法権ということになるだろう）と執行権は分離すべきもので、今回の国家評議会の設立はそれを実現するためのものだということなどがうたわれていた。それとともに、オスマン帝国の臣民はどのような宗教・宗派を信じていようと一体となっており、狂信により敵対を煽ってはならないということが述べられていた。この改革にあたってイスラームの理念は打ち出されておらず、ムスリムの優位性についても触れられていなかったのである。改革がイスラームの理念に触れないことにオスマン帝国内の世論にはとくに異論はなかった。これに対して、当時はロンドンに拠点を置いていた新オスマン人運動の側は、いっそうの議会制改革を求めるとともに、「アクル」（知性、理性）と「ナクル」（伝統）の両面から議会制改革への必要性を論じていく。この「ナクル」とは主としてイスラームの伝統のことである。オスマン帝国本国よりも海外にいた新オスマン人運動の側がむしろより積極的にイスラームの伝統を参照して議論を進めたのであった。

この章では、オスマン帝国の皇帝が「政府は臣民の自由を促進するために存在する」と、まるでルソーのようなことを述べている点にも驚いたし、新オスマン人の議論のなかで、自由は皇帝（パーディシャー）が与えたものではなくて最初から自分たちの権利なのだと、「恩賜の民権／恢復的民権」に相当するような議論が展開されていることも驚いた。しかも、その「自由」の主張においてより急進的な新オスマン人側がむしろイスラームの伝統を参照している点に興味深い点である。

第三章は、新オスマン人の代表格と見られるナムク・ケマルと、ナムク・ケマルが拠点とした新聞『自由』の論調を中心に分析する「ナムク・ケマルの立憲議会構想」である（したがって、本書で「ケマル」と呼ばれるのは、

ごく一部を除いてこのナームク・ケマルであって、ムスタファ・ケマル、すなわち後のアタチュルクではない。また、この『自由』はトルコ語では『ヒュリエット』で、直接に続いているわけではないが、今日のトルコを代表する新聞の名に受け継がれている。

ナームク・ケマルは、国家評議会の創設にあたっての勅諭にも言及しつつ、国民議会の必要性を論証していく。その論法は、クルアーン（コーラン）などイスラーム法の法源にも立ち戻りつつ、自由や議会制などの制度の正当性と必要性を論証していくことにあった。人民主権さえイスラームを用いて正当化する。これをもとに、ナームク・ケマルは、国民議会、元老院、国家評議会の三層構成の議会制を構想する。ただし、元老院を貴族制度と結びつけることには反対である（理由はあまりはっきりしないが、元老院を貴族院にすると、オスマン帝国の改革を停滞させている名門官人層がそこに結集して改革を遅らせるという判断からだろう）。国家評議会では国民議会・元老院で定められた法案をシャリーアなどの観点から審査し、ここで審議に通過すれば、オスマン帝国のイスラームの最長老であるシェイヒュルイスラームがファトワー（宗教裁定、宗教的意見）で法の有効性を宣言するという構想である。

これと関連して、ナームク・ケマルは、オスマン帝国の内部ではムスリムが文明的であって治者であり、非ムスリムは文明の程度でムスリムに劣り被治者であるという秩序を譲らないことが指摘されている。新オスマン人が、自由や憲政を求めつつも、国民の平等という価値については消極的だったことは従来から指摘されていたが、それは、主として、キリスト教徒との平等を認めると、ヨーロッパ列強を背後に持つキリスト教徒がムスリムに対して優位に立つからだという「受け身」の理由づけが重視されていた。これに対し、本書では、ナームク・ケマルはヨーロッパの帝国支配を正当化する文明論と同じ構造を、ムスリムを優位に位置づけて展開した点が重視される。オスマン帝国が

近代的帝国として自立することを「新オスマン人」のナームク・ケマルは求めたのであった。

また、このなかで、「共同体」、普通はイスラームの共同体（ウンマ・イスラミーヤ）を意味する「ウンマ」ということばや、同じ宗教・宗派を信じる者の集団を指す「ミッレト」ということばが、「ネーション」の訳語に意識的に当てられていく過程にも著者は注意を促している。

ところで、本章（一三七頁）以下、本書に何度か登場するRUBINを著者は「正教徒」と訳しているが、「ブルガリア人」と並列されているところから見ると、これはキリスト教の正教徒のなかでも、ギリシア系正教徒を主に意識した表現ではないだろうか。「ルーム」とはもともとローマのことで、ビザンティン帝国を指していた。この時期、ブルガリア正教会は狭い意味でのギリシア正教会（コンスタンティノポリス総主教座。オスマン帝国下では世界総主教座として他の総主教座より上に位置づけられていた）からの自立を図っていた。ブルガリア正教会の信者を切り離すならば、ギリシアがすでに独立していることもあって、オスマン国内のギリシア系の正教会の信者は、「正教徒」と一括した場合よりも少数ということになる（それでも首都のイスタンブルをはじめとして国内にはかなりの数のギリシア人が居住していたが）。ナームク・ケマルの言うように顕微鏡を使わなければ探し出せないほどではないにしても、である。たんに教会が違うから別のミッレトと考えたのか、それともオスマン帝国に対して一致結束しているとは言いがたいギリシア系とブルガリア系の正教徒の分断状況を意識したのか、どちらなのだろうか。

「争論のイスタンブル」と題された第四章では、新オスマン人運動からは離れて、当時のイスタンブルで憲政がどう論じられていたかが紹介される。憲政導入論を主張したのは、エジプトのムハンマド・アリー（本書ではトルコ語読みでメフメト・アリとする）王朝の一員で、アブデュルアズィズ帝とオスマン政府の介入でエジプトの君主の地位

を手に入れ損なったムスタファ・ファーズル・パシャであった。新オスマン人運動のパトロンともなった人物である。ムスタファ・ファーズルは、ヨーロッパとオスマン帝国で国民の議会制を担う能力に差はないとして議会制の導入を訴える論陣を張った。これに対して、政治上もムスタファ・ファーズルのライバルであったアーリー・パシャは、原來的には議会制を認めつつも、現時点で議会制を導入すれば宗教・宗派の違いが表面化して帝国の統一が保てなくないと否定的であった。また、同じ時期、ポーランド出身の二人の言論人、ムスタファ・ジェラーレティンとハイレッティン・カルスキの議会制論を健闘する。この時期、ロシアに圧迫されていたポーランドから、反ロシア連合を構想する亡命者がオスマン帝国に来ており、しかもそれはタンズイマートの「即戦力」として帝国で重用されていたという。このうち、ジェラーレティンは、ゴビノーの人種論を受け入れた上で、アーリア人とトルコ人の同祖論を説いた。その上で、非ムスリムがわずかに多数（ムスリム一〇〇対非ムスリム一〇一）の独特の議会論を打ち出す。ハイレッティンは、国民議会を否定するわけではないが、地方議会を樹立してそれを十分に機能させることなしには国民議会は開設し得ないという、やはり独特の尚早論を掲げた。これらは、速開論にせよ慎重論にせよ、イスラーム的な論理を使わない議論であることに特徴があると著者は指摘する。

第五章「ミドハト憲法への道」では、ミドハト憲法制定に至るオスマン帝国政治史の激動に触れつつ、また、普仏戦争（独仏戦争）の影響で帰国を余儀なくされ言論活動を制約されたナームク・ケマルの不自由な境遇にも触れつつ、その帰国後のナームク・ケマルの、現実に進みつつある憲法制定に向けての発言について論じる。ナームク・ケマルは、イスラームやシャリアの優位性を認め、ムスリムを治者、非ムスリムを被治者とする構図は抱きつづけたものの、非ムスリムの政治への参加を主張した。しかし、ナームク・ケマルは、イスラームやシャリアの概念を柔軟に

使いながら、イスラームを優位とする考えかたは不変だった。この点で、オスマン帝国の臣民は、その信じる宗教に關係なくオスマン人として平等であるという主張とはやはり最後まで性格を異にしていた。「新オスマン人」が目指していたのは「多文化・多民族の国家」ではなく、「ムスリム文明による帝国」であった。それが本書の結論の最も重要な部分であろう。

本書で特徴的な点として、まず、表記について挙げておこう。本書では、当時のオスマン帝国で使われた固有名詞のうち、新聞の名称や国家机关名など、日本語に翻訳できるものは翻訳し、それに原語をローマ字をもとにした現代トルコ語表記で添えている。たとえば先に触れた新聞『ヒュリエット』は『自由』と訳している。また、原文を引用している部分でも、論点になりそうな部分はやはり原文を引用しており、しかも、それが著者によるアラビア文字（オスマン・トルコ語はアラビア文字表記。より正確にはペルシア文字に近い）からの現代トルコ語表記への転写なのか、引用元文献の転写なのかも註記している。オスマン・トルコ語ではアラビア語などのことばが多く採り入れられており、翻訳すれば同じになることばでも、トルコ語の単語を使うかアラビア語系のことばを使うかでニュアンスに違いがある（さらに、評者にはよくわからないが、アラビア語系でも、語尾までアラビア語のばあいと、アラビア語の単語にトルコ語語尾をつけたばあいとがあるように思われる）。このニュアンスの違いは翻訳すれば消えてしまう。かといって、すべてカタカナ書きでは、トルコ語にもアラビア語にも通じない読者にとってはきわめて難解になる。著者は、日本語にできる単語は翻訳し、原語を添えることで、正確さとわかりやすさを両立させている。この点をまず高く評価したい。

次に、本書の内容について特徴的な点は、オスマン帝国を「東方問題の客体」として描くのではなく、前近代的な

帝国から近代的帝国へと生まれ変わろうと志向する「帝国」として描き出した点である。

この時期のオスマン帝国の政治史は、ヨーロッパ列強との関係を基軸に書かれることが多い。セリム三世はヨーロッパ諸国に対して劣勢になった国勢を回復するためにヨーロッパの制度を導入する改革を目指し、マフムト二世はエジプト問題に関するヨーロッパ諸国の介入に苦しめられ、アブデュルメジトはエジプトとの和平の仲介への交換条件としてタンズイマートを始め、クリミア戦争での援助の見返りとして改革勅令を発した、という、「東方の瀕死の病人」像の強い影響を受けたオスマン帝国史像が多かったように思われる。本書もそれを否定しているわけではない。しかし、オスマン帝国自体は、ヨーロッパ列強よりも立ち後れたにしても、近代的帝国としてヨーロッパ列強に伍する国になれるという見込みのもとに改革を進めていた。本書ではその「帝国意識」に注目している。

それは、明治維新後の日本が目指した方向でもあったし、清もそれを目指していた。キリスト教徒多数の帝国ではない近代的帝国を目指していたという点では、日本や清とも同じだった。東アジアのことで言うならば「維新」の方向性である。

そのことを考えれば、議会制の導入にいちばん熱心であったグループが最も熱心にイスラームに言及していることも理解できる。中国のばあいも、議会制も立憲制もまず儒教の伝統のなかで受け入れられ、議論された。そのなかには、西洋の物質・機械文明は墨家の流れであるという強引な「附会」説もあったが、アメリカの大統領制を堯舜時代の理想的な「禪讓」制度として理解しようとする、現在の私たちから見れば奇妙でも必ずしも強引な「附会」とは言えない議論もあった。議会制は皇帝と民衆のあいだの隔たりを埋めるものとして儒教の伝統の封建論に即して理解された。さらに、本書では、オスマン帝国の国家評議会が、オスマン帝国の高官が議員を兼務するもので、議会制から

はほど遠かったことが論じられているが、清末にはやはり「官僚による議会」が構想されているのである（清朝では、伝統的な「選挙」つまり科挙を、議会制的「選挙」と解する余地があったにせよ）。清朝ではそのような議会さえ開かれなかったことを考えると、オスマン帝国では国家評議会が開設されただけまし、という評価もできるかも知れない。また、本書によると、オスマン帝国ではイスラームにまったく触れない議会論が可能だった。ところが、清末には、一八九八年の戊戌変法の挫折まで、儒教に触れない改革論は有力な改革論にはなれなかった。現代の東アジアに住む私たちからすればイスラームのほうが儒教よりもはるかに社会に対する束縛が強いように思えるが、オスマン帝国と清とを比較すれば必ずしもそうでもないらしい。

それにしても、本書に描かれているナムク・ケマルのイスラーム解釈の自在さ・柔軟さには驚かされる。クルアーンに合議を正当化する一節があることはよく知られているし、それは現在でもイスラーム体制と議会制を統一的に理解するために援用されることがあるという。しかし、人間は生まれつき自由であることをイスラームから導き出し、立憲制・議会制の政体を構想していく流れからは、一七〜一八世紀のプロテスタンティズムのなかから近代的政治理論が生まれてくる過程を、時間の流れを圧縮して見ているような感覚を感じる。もちろん立憲制・議会制の正当化という「結論」が先に見えているので可能なことではあったが、それをイスラームの「知性と伝統」と結びつけて論じることがやはりさほど容易ではない。例えば、同じことは、かなり異端的な儒教解釈を通じて、康有為や譚嗣同ら戊戌変法の中心的思想家たちが行っていた。後に中国の立憲主義のリーダーになる梁啓超も一度はこの康有為の学を通っている。また、これらの議会制・立憲制の主張に対して、オスマン帝国政府も全面否定するわけではなく、議会制は時期尚早であるとしつつも、「政府の役割は人間の自由を促進することであって、抑圧することではない」と皇帝が

公的な場で発言していたことを本書から学んだ。これは「頑迷で怠惰なオスマン王朝（とくにアブデュルアズィズ帝）」というイメージでは十分にとらえきれない。新オスマン人運動は、ミドハト憲法制定後、専制化したアブデュルハミト二世のもとで圧殺されてしまうこともあって、一部の開明的な官僚や言論人だけが展開した孤立した基盤の弱い運動というイメージでとらえていた。しかし、本書によると、新オスマン人以外の官僚や言論人にもその主張の一部は共有されていた。これまでなんとなく想定されていた以上の広がりを持った運動としてとらえ直す必要があるのかも知れない。それは、ミドハト憲法停止後のアブデュルハミト二世の「専制」の性格づけや、その下で進められる「青年トルコ人」運動の評価とも関連するだろう。なお、著者はあえて強調していないが、「新オスマン人」はフランス語では「青年トルコ人」となっていて、新オスマン人運動から青年トルコ人運動への連続性がここに示唆されているように思える。

これを書いている現在、「イスラーム国」が預言者時代に戻ったイスラームを実践していると主張し、その残虐さに対してイスラームにも革新が必要だと主張される。しかし、その動きは、新オスマン人運動から（本書ではあまり触れられていないけれども）アブデュルハミト二世の汎イスラーム主義の時代に行われていた。その革新の行方はどうなったか。一度確かめてみる必要があるのかも知れない。

補足的な感想をつけ加えておこう。

セルビアなど、オスマン帝国内に形式的にとどまりつつ「自治」を獲得した諸国には、オスマン皇帝が憲法を与えていた。また、かなり不十分なものながら、これらの自治公国では議会も開かれ、議会政治も行われていた。もともと、オスマン帝国領のヴァラキア（ワラキア）やモルドヴァ（この両国が合同してルーマニアになる。ただし領土は

今日のルーマニアとは完全には重ならない）では貴族たちによる議會を基盤とした政治が行われ、一八世紀まではヴァラキア公・モルドヴァ公も議會で選ばれていた。これらがオスマン帝国本国に与えた影響はあったのか、なかったのか。これは、本書ではほとんど触れられていない点だが、評者としては興味を引かれる点である。

なお、二二六頁で、一八七六年に即位した新帝ムラト二世が、前皇帝アブデュルアズィズの弟と表記されているが、これは、ムラト二世の弟である次の皇帝アブデュルハミト二世とともに「甥」（アブデュルアズィズの兄アブデュルメジトの息子）の誤記ではないか。少なくとも評者の手許で参照できる複数のオスマン家の系図ではそうなっている。

最後に、ナームク・ケマルの思想ともミドハト憲法とも関係ないが、政治学科での「卒業論文」（三年次での必修レポート）制度の採用を前に本書のあとがきを読んで、学生の論文に対して「君の論文はつまらない」などと言うのは厳につつしもうと思った。そう指摘された学生が、数年後に、鋭い着想と精密な実証を兼ね備え、後続の研究者への配慮に満ちたすぐれた研究書を発表するかも知れないのだから。